



今回、お申込のカードは
こちらになります。

発行手数料
年会費無料



UC ETCカードなら
割引が受けられます。



平日朝夕割引
(最大50%OFF)



休日割引
(最大30%OFF)



深夜割引
(最大30%OFF)

※各種条件がございます。



レンタカーでも
ご利用OK!



1枚で複数台の
車両に利用可能!



セットアップ
証明書1枚で
4枚まで発行可能

UC ETCカード発行のお申し込み・費用など

- ◇発行要件：法人／個人事業主
 - ◇諸費用：組合加入出資金10,000円/初回のみ(預り金) ※出資金は、組合員毎1口のお預かりとなります。／保証金10,000円/枚(預り金)／組合費500円/月(税込)
※カード毎の走行金額に対して3.5%の管理料を別途徴収させていただきます。
 - ◇支払方法：毎月月末締め、翌々月5日に口座振替
 - ◇脱退について：原則自由脱退です。※脱退後に組合加入出資金、保証金をご返金いたします。
 - ◇必要書類：申込書一式／履歴事項全部証明書の写し ※個人事業主様は、直近の確定申告書類の写し若しくは開業届の写しをご提出ください。／代表者様の免許証、保険証、住民票のいずれか1点の表裏の写し／車検証の写し／ETC車載器セットアップ証明書の写し ※車検証の車両ナンバーと一致するもの。
- ※お申込にあたり審査がございます。審査結果によってはご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。
- ※協同組合東京ビジネスリンクにて、ETCマイレージサービスを登録し、取り扱うことについてご承諾いただけます。組合員様にてETCマイレージサービスの登録はできませんので、予めご了承ください。
- ※割引率は2022年4月1日現在のものです。割引率は割引制度の改正・ご利用状況により異なります。

ガソリンでおトク



現在、クレジット会社・
GS発行の燃料カードを
お使いの方へ

発行手数料
年会費無料



給油カードで
コスト削減・
効率アップ!

各種カードを
揃えています。

宇佐美

ENEOS

出光
昭和シェル

コスモ



事務の合理化

燃料管理が明確化し、
車両管理も
わかりやすい。



全国統一価格
だから安心

全国の対象GSで
おトクに給油できます。

◇発行要件：法人／個人事業主（屋号必須）

◇諸費用：組合加入出資金10,000円/初回のみ（預り金）※出資金は、組合員毎1口のお預かりとなります。／保証金20,000円/枚（預り金）

◇支払方法：毎月月末締め、翌月末日に口座振替

◇脱退について：原則自由脱退です。※脱退後に組合加入出資金、保証金をご返金いたします。

◇必要書類：申込書一式／履歴事項全部証明書の写し ※個人事業主様は、直近の確定申告書類の写し若しくは開業届の写しをご提出ください。／代表者様の免許証、保険証、住民票のいずれか1点の表裏の写し

※お申込にあたり審査がございます。審査結果によってはご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。

まずはお問合せください。

お客様のご利用状況にあった
シミュレーションをさせていただきます。

協同組合 東京ビジネスリンク

TEL.03-5577-5791（受付時間 9:30～18:00）

〒101-0021 東京都千代田区外神田一丁目18番13号 秋葉原ダイビル9階

【Eメール】tbl@bizl.org 【HP】www.bizl.org

UC ETCカード発行条件

組合加入共通費用

組合加入出資金	出資金 1 万円（預かり証発行、脱退後返金）
保証金	原則 1 万円／枚（預かり証発行、脱退後返金）
組合費	500 円

UC ETCカード発行費用一覧

発行手数料	0 円／枚
再発行手数料	0 円／枚
年会費	0 円／枚

UC ETCカード発行までの期間

新規／追加発行	約 5～6 営業日（カード枚数により異なります）
車両入替／磁気不良等再発行	約 5～6 営業日（カード枚数により異なります）

※カード毎の走行金額に対して 3.5% の管理料を別途徴収させていただきます。

UC ETCカード割引対象道路一覧

割引対象道路

高速自動車国道	道央自動車道	館山自動車道	伊勢自動車道	浜田自動車道
	後志自動車道	東京外環自動車道	新名神高速道路	山陰自動車道
	札幌自動車道	東関東自動車道	紀勢自動車道	徳島自動車道
	道東自動車道	北関東自動車道	舞鶴若狭自動車道	松山自動車道
	東北自動車道	中央自動車道	西名阪自動車道	高松自動車道
	八戸自動車道	長野自動車道	阪和自動車道	高知自動車道
	青森自動車道	北陸自動車道	関西空港自動車道	九州自動車道
	釜石自動車道	新空港自動車道	中国自動車道	宮崎自動車道
	秋田自動車道	名神高速道路	山陽自動車道	長崎自動車道
	山形自動車道	東名高速道路	中国横断自動車道	大分自動車道
	磐越自動車道	東海北陸自動車道	播磨自動車道	九州中央自動車道
	日本海東北自動車道	新東名高速道路	岡山自動車道	東九州自動車道
	東北中央自動車道	伊勢湾岸自動車道	米子自動車道	関門自動車道
	関越自動車道	中部横断自動車道	尾道自動車道	沖縄自動車道
	上信越自動車道	近畿自動車道	松江自動車道	
常磐自動車道	東名阪自動車道	広島自動車道		
一般有料道路	深川留萌自動車道	東京湾アクアライン連絡道	京滋バイパス	安来道路
	日高自動車道	東京湾アクアライン	京奈和自動車道(京奈道路)	今治小松道路
	百石道路	富津館山道路	第二京阪道路	広島呉道路
	秋田自動車道	第三京浜道路	南阪奈道路	椎田道路
	湯沢横手道路	横浜新道	第二阪奈道路	宇佐別府道路
	東北中央自動車道	横浜横須賀道路	堺泉北道路	延岡南道路
	仙台北部道路	小田原厚木道路	箕面グリーンロード	隼人道路
	仙台東部道路	新湘南バイパス	湯浅御坊道路	武雄佐世保道路
	仙台南部道路	西湘バイパス	神戸淡路鳴門自動車道	佐世保道路
	三陸自動車道(仙塩道路)	東富士五湖道路	瀬戸中央自動車道(瀬戸大橋)	福岡前原有料道路
	三陸自動車道(仙台松島道路)	安房峠道路	播但連絡道路	長崎バイパス
	東水戸道路	能越自動車道	遠阪トンネル	ながさき出島道路
	日立有料道路	琵琶湖大橋有料道路	西瀬戸自動車道(瀬戸内しまなみ海道)	川平有料道路
	常陸那珂有料道路	伊勢湾岸道路(東海~飛鳥)	第二神明道路	日出バイパス
	圏央道	東海環状自動車道	広島高速道路	八代日奈久道路
	銚子連絡道路	京都縦貫自動車道(丹波~大山崎)	広島岩国道路	鹿児島道路
	京葉道路	京都縦貫自動車道(丹波綾部道路)	海田大橋	指宿スカイライン
	千葉東金道路	京都縦貫自動車道(綾部宮津道路)	江津道路	

割引対象外道路

その他有料道路	首都高速道路	中部国際空港連絡道路(セントレアライン)	関西国際空港連絡橋	鬼怒川有料道路
	名古屋高速道路	衣浦トンネル	新神戸トンネル	宇都宮鹿沼道路
	三ヶ根山スカイライン	猿投グリーンロード	六甲有料道路	福岡都市高速
	知多半島道路	名古屋瀬戸道路	六甲北有料道路(北神バイパス)	北九州都市高速
	南知多道路	衣浦豊田道路	山麓バイパス	
	知多横断道路(セントレアライン)	阪神高速道路	日光宇都宮道路	

UC ETCカードお申込書類 確認一覧表

御社控

この度はお申込みいただき、誠にありがとうございます。
お手数ですが、以下の該当書類をご用意いただきご返送くださいますようお願いいたします。

新規組合加入時必要書類

- ① 組合加入申込書 [本書類2/3枚目]
- ② 履歴事項全部証明書の写し(発行から3か月以内)
※法人の場合
- 個人事業主必要書類の写し (税務署の押印のある確定申告書類の写し
確定申告書類の写し(電子申告の場合)+受信通知(メール画面) } いずれか1点)
※個人事業主の方の場合
- ③ 代表者様の本人確認書類の表裏の写し(運転免許証・健康保険証のいずれか1点)

UC ETCカード申込時必要書類

- ① UC ETCカード申込書 [本書類3/3枚目]
- ② 車検証の写し
※車検証記載の車両とETC車載器が正常にセットアップされている必要があります。
※1台分の車検証で4枚までカード発行が可能となります。
- ③ セットアップ証明書
- ④ みずほファクター口座振替依頼書(別紙)

お問い合わせ
返信先



〒101-0021 東京都千代田区外神田一丁目18番13号 秋葉原ダイビル9階
TEL:03-5577-5791 FAX:03-6206-0876
法人名:協同組合東京ビジネスリンク

※裏面に ETC カード利用規則があるので御社にて本書類 1 枚目のみ保管ください。



ETC カード利用規則

第 1 条 (目的)

この規則は、協同組合東京ビジネスリンク（以下「組合」という。）が、組合所属の組合員のうちカード利用者として適格と認められた者（以下「組合員」という。）に対して ETC カードを交付するに当たり、ETC カードの利用に関し必要な事項を定めるものである。

第 2 条 (ETC カードの利用範囲)

ETC カードは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社等の有料道路において、ETC システムを利用した通行料金の支払に利用することができる。

第 3 条 (ETC カードの名称)

組合が中日本高速道路株式会社から貸与を受け、組合員に再貸与する ETC カードを「ETC コーポレートカード」と呼称し、組合がクレジットカード会社から貸与を受け、組合員に再貸与するクレジットカードを「UCETC カード」と呼称する。

第 4 条 (利用できる車両の範囲)

ETC カードを利用する車両（以下「利用車両」という。）は、第 1 条規定の組合員が正当な使用権を有し、自己のための運行の用に供する車両に限られる。ただし、ETC コーポレートカードの利用車両は、法人の場合は組合に対して申請済みの法人名義の車両に限られ、個人事業主の場合は代表者名義の車両に限られる。

2. ETC コーポレートカードの利用車両は、車検証の写しを組合に提出し、車両を登録するとともに、当該車両に使用するものとしてセットアップされた車載器の車載器管理番号を届出なければならぬ。車両の更新、その他の異動があった場合の届出についても同じである。

3. ETC コーポレートカードの利用車両は、中日本高速道路株式会社に登録され、当該カード表面に記載された車両に限られる。

第 5 条 (ETC 車載器の搭載義務)

前条規定の利用車両には ETC 車載器を搭載して使用しなければならない。

第 6 条 (ETC カードの利用方法等)

組合員（組合員の役員、使用人及びその他の従業員を含む）は、組合を経由して貸与された ETC カードの使用、保管その他の取扱いについては、次の各号の定めにしたがい、ETC カード管理者を定めた上で、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するとともに、ETC システム利用規程（一般財団法人 ITS サービス高度化機構が定めるもの。）を遵守しなければならない。

(1) ETC カードは、セットアップされた車載器に正確に差し込んで使用しなければならない。

(2) ETC カードは、紛失、変形、破損等しないよう適正に取り扱わなければならない。

(3) ETC カードの紛失、破損、変形、摩耗、使用車両の増加あるいは減少等による ETC カード必要枚数の異動が発生したときは、所定の様式による届出書、申請書等を速やかに提出しなければならない。

(4) ETC カードを改変してはならない。また、破損又は変形した ETC カードを使用してはならない。

(5) ETC カードを第三者に使用させ、又は貸与してはならない。

(6) ETC カードを第三者に強奪され、又は窃盗されたときは、事件発生地所管の警察署に届出を行い、届出たことを証する受理番号を記載した紛失届を組合に提出しなければならない。

(7) 1 枚の ETC カードを、同時に 2 台以上の車両の通行料金の支払いに利用してはならない。

(8) 高速道路において、ETC カードの使用の有無にかかわらず、不正な方法で通行料金を免れ、又は免れようとしてはならない。

(9) 車両制限令を遵守するとともに、常に交通安全に留意して通行しなければならない。

(10) 本利用規則及び中日本高速道路株式会社の指示に違反して高速道路を通行し、又は ETC カードを使用してはならない。

第 7 条 (ETC カードの利用申込)

ETC カードの利用承認を受けようとする組合員は、以下の書類を組合に提出しなければならない。

(1) ETC カード申込書

(2) 料金引落し支払い用の金融機関宛口座振替依頼書

(3) その他組合が必要とする書類

第 8 条 (ETC カードの利用承認)

本組合は、前条規定の申込書類を受領したときは、速やかに ETC カードの利用の諾否を審査し、ETC カードの発行をもって利用を承認したものとす。

2. 利用承認の結果及び ETC カードの交付は、組合を経由して行うものとする。

第 9 条 (ETC カードの追加交付手続)

組合員は、その所有する車両の増加等の事由により、ETC カードの追加交付を受ける必要があるときは、組合が定める追加発行申込書を組合に提出し、ETC カードの追加交付を受けることができるものとする。

第 10 条 (ETC カードの一部返却)

複数の ETC カードの貸与を受けている組合員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに組合の定める ETC カード返却届を添え、不要となった ETC カードを返却する。

(1) 登録車両の一部を利用しなくなったとき

(2) 登録車両の一部について、セットアップした車載器を正当に保有しなくなったとき

(3) 組合が必要と認めて ETC カードの一部返却を依頼し、その通知を受けたとき

(4) その他、組合員の事由により ETC カードの一部が不要になったとき

第 11 条 (ETC カードの再交付手続)

組合員は、正当な理由によって ETC カードを破損した場合において、組合が定める再交付申請書を組合に提出し、ETC カードの再交付を受けることができるものとする。但し、この場合当該破損 ETC カードは組合に返納しなければならない。

第 12 条 (カードの紛失、盗難)

組合員は、ETC カードを紛失、盗難により失ったときは（以下「紛失等」という。）、直ちに組合が定める紛失届を組合に提出する。

2. 組合員が ETC カードを紛失等したことにより生ずる一切の責任は、前項の届出の有無及び事由の如何にかかわらず、組合員が負うものとする。ただし、組合の責による場合にはこの限りではない。

3. ETC カードを紛失等したときは、前条の定めにより ETC カードの再交付の申込みができるものとする。

4. 前項の定めにより ETC カードの再交付を受けている場合において、紛失等した ETC カードを発見したときは、速やかに返却届を添えて組合に返却する。

第 13 条 (ETC カードの返納)

ETC カード利用者は、次の各号の一に該当する場合、直ちに組合が定める返納届を添付して組合に ETC カードを返納しなければならない。

(1) 事業の停止、その他の事由により ETC カードが不要になったとき

(2) ETC カード利用が停止されたとき

(3) その他組合が必要かつ相当な理由により認める場合

第 14 条 (ETC カード手数料及び再発行手数料)

組合員は、第 8 条又は第 11 条の定めにより、新たな ETC コーポレートカードの貸与を受けたときは、取扱手数料として、カード 1 枚につき 629 円（消費税を含み、消費税が変更された場合には、変更された金額）を支払う。

2. 組合員は毎年 4 月 1 日において貸与を受けている ETC コーポレートカードの保有枚数に応じ、年間手数料として、カード 1 枚につき 629 円（消費税を含み、消費税が変更された場合には、変更された金額）を、毎年 4 月分利用料と同時に支払うものとする。

3. 既に支払済みの取扱手数料及び年間手数料は、理由の如何を問わず返還しない。

第 15 条 (管理費等)

組合員は、組合に対し、ETC カード利用金額に応じて、組合が定める料率（ただし、組合 Web サイトに掲載するものとする。）の管理費を支払うものとする。

2. (1) 組合員は、前項に定める管理費、ETC カード利用料金及び組合費（以下「管理費等」という。）の支払いを累計 2 回以上（1 度足り、その後、遅滞が解消されたとしても累計 1 回に含まれる。）怠った場合には、2 回目に怠った月（支払期限となる日を含む月を意味する。）の当月分利用料から、通常の 2 倍の管理費を支払うものとする。

(2) 前号の支払義務は、①遅滞がすべて解消され、かつ、②解消後 6 ヶ月間（解消した月を含まず、その翌月から起算して 6 ヶ月とする。）遅滞なく支払いを継続し、③組合員が、通常のコレを支払うよう申請をするまでの期間継続するものとし、④乃至③の要件を満たした場合、当該③の申請を行った月以降、通常の管理費の金額に改めて変更するものとする。なお、この場合、前号の累計回数は 0 回に戻るものとする。

3. 組合員は、第 1 項に定める管理費等の支払いを累計 3 回以上怠った場合、組合員としての特典である割引を、適用しない ETC カード利用料金を支払うものとする。この場合、前項第 2 号を適用するものとする。

4. 組合は、第 2 項及び前項に定める措置を併せてとることができるものとする。

第 16 条 (料金の納入)

組合員は、ETC カードに関する取扱手数料、年間手数料及び管理費等（以下「料金」という。）の引落しのために自己の口座を設定しななければならない。

2. 組合員は、別紙記載の支払を前提とした毎月組合が送付する請求書に従って、前項に規定する口座に遅延することなく料金を納入しなければならない。

第 17 条 (料金の滞滞処分)

組合が支払期限として指定した日までに組合員が料金を納入しないときは、組合所定の督促状により支払いを督促する。

2. 組合員は、前項による督促を受けたときは、料金及び督促手数料を指定された期限までに組合の指定する銀行口座に銀行振込の方法により支払うこととする。この場合の銀行振込に係る手数料は、組合員が負担する。

第 18 条 (期限の利益の喪失)

組合員は、自らが次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとする。

(1) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき。

(2) 差押、仮差押、仮処分申立て、又は滞納処分を受けたとき。

(3) 破産、民事再生手続開始、会社整理、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てがあったとき。

(4) 組合に支払うべき債務の履行を遅滞し、催告を受けた後に相当期間を経過しても支払を行わないとき。

(5) 組合より ETC カード利用の承認取り消し処分を受けたとき。

(6) 経営（財産）状況が悪化し、またはそのおそれがあると認められる客観的な事象が生じたとき、その他資産、信用または支払能力に重大な変更が生じたとき。

(7) 組合に対する詐欺、その他の背信的行為または信頼関係を破壊する行為があったとき。

第 19 条 (延滞金)

組合は、第 17 条の規定による督促を受けた組合員が、督促納入期日までに料金を納入しない場合は、当該督促納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、未納料金を年率 14.6% の割合を乗じて計算した額を、延滞金として請求することができる。

第 20 条 (カードに対する利用停止)

組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該組合員のカードの利用を、直ちに停止することができるものとする。

(1) ETC カードを第 4 条または第 5 条の規定に反して利用した場合。

(2) ETC カードの利用の有無にかかわらず不正な方法で通行料金の全部又は一部の支払いを免れ、又は免れようとしたとき。

(3) 車両制限令に違反したとき又は車両制限令に違反して有罪の裁判が確定したとき。

(4) ETC カードを管理上の徹底不足、不注意等で ETC カードの取扱いにふさわしくない事由等により紛失等したとき。

(5) 第 18 条各号に定める事由に該当したとき。

(6) ETC カード利用者として著しく不適当な行使をしたと、合理的な根拠に基づいて組合が認めたとき。

(7) その他、本規定に違反する行為をしたとき。

第 21 条 (警告)

組合員は、ETC カードの利用に関し組合から警告を受けたときは、これに従い直ちに是正しなければならない。

第 22 条 (ETC カードの有効期限)

ETC カードの有効期限は、ETC カード表面に記載された月の末日までとする。

第 23 条 (不正使用による責任)

組合は、第 20 条の各号に該当した ETC カード利用者に対して、当該事犯によって組合及び組合を構成する全組合員が被る損害額について、理事会に諮り、弁済額を決定し、その額を弁済させることができる。

第 24 条 (保証金)

組合は、組合員に対して、保証金を求めることができ、組合員は定められた保証金を納入する義務を負う。

2. 保証金は、組合員が ETC カードをすべて返還した場合、返還後 2 ヶ月以内に返還するものとする。ただし、利息は付さないものとする。

3. 組合は、組合員において、債務の全部または一部に不履行があり、未払い金があるとき、保証金を当該債務の弁済に充当するものとする。組合員は、速やかに、充当額を改めて保証金として入金するものとする。

4. 組合員は、ETC カード利用期間中または（ETC カードを返還後の）保証金返還期日を経過するまでの間、自己の債務と保証金に係る返還債務との相殺を主張し得ないものとする。

5. 組合員の保証金返還請求権は、第三者に譲渡または自己若しくは第三者の債務の担保の用に供してはならないものとする。

6. 組合員が、破産手続、民事再生手続、会社更生手続及び特別清算手続の開始を申立て、または申し立てられた場合、組合は、組合員に対する当該時点での債権（期限が未到来のものも期限の利益を失うものとする。）と保証金返還請求権を相殺するものとし、組合員は予めこれを承諾する。

第 25 条 (合意専属管轄裁判所)

各事業利用規約に関して組合と組合員との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 26 条 (その他)

この規則に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

第 27 条 (組合員の特別な義務)

組合員は、本利用規約に基づく ETC カードの利用については、組合に所属していることにより、特別な優待を受けることができる一方で、組合員が何らかの法令違反行為、または、中日本高速道路株式会社が定める規則に違反した場合、自己のみならず、組合及び他の組合員も優待の適用を受けられなくなることを理解し、承知する。

2. 組合員は、前項の仕組みを理解、承知した上で、ETC カードを利用するものとし、自らの何らかの行為により、組合及び他の組合員が優待の適用を受けられなくなった場合には、当該不利益が損害となることを自覚し、組合に対して、損害賠償義務を負うものであることを予め、承知する。

(利用金額の支払)

(1) 請求期限および支払い期限

種類	請求締め日	請求期限（請求書の送付）	支払期限
ETC コーポレート	毎月 末日	締め日翌月 25 日までに送付	締め日の翌々月 5 日までに支払う
UCETC	毎月 末日	締め日翌月 25 日までに送付	締め日の翌々月 5 日までに支払う

(2) 各カードの利用料金の支払は銀行自動口座振替とする。

協同組合東京ビジネスリンク組合加入申込書（組合員・員外利用）

[2/3]

この度、貴組合の定款を承諾し、下記により貴組合に加入いたしたく申し込みます。

※太枠内のご記入をお願い致します。
 ※組合員が法人の場合は会社実印もしくは認
 印、個人事業主の場合は個人印を必ずご捺
 印ください。

お申込日	年 月 日	組合員番号		
フリガナ				お届け印
法人名				 法人印
フリガナ				資本金額 万円
フリガナ				お届け印
肩書・代表者名				 個人印
フリガナ				
フリガナ	〒			
法人所在地	TEL FAX			
フリガナ				
フリガナ	〒			
カード・請求書 郵送先	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ			
フリガナ	TEL FAX			
フリガナ				ご連絡用メールアドレス
フリガナ	ご担当者氏名			
フリガナ				
フリガナ	〒			
代表者 自宅住所	TEL FAX			
事業内容				従業員数 (パート・アルバイト除く)
許認可番号				人
売上高	万円	前期利益	万円	
主要売上先 (取引先)				

〈以下組合記入欄〉

出資金/初回	円 ※	備考	
ETCカード保証金/初回	円/枚 ※		
給油カード保証金/初回	円/枚 ※		
組合費/月	円	支部名	
追加保証 ETC	円/枚	給油	円/枚 ※
		組合加入日	年 月 日
導入担当者			

※組合加入及びカード発行に必要な預り金となります。組合脱退及び支払完了後に返金するものとします。

定 款 (抜 粋)

第1条 (目的) 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

第3条 (地区) 本組合の地区は、東京都、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び佐賀県の区域とする。

第7条 (事業) 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の必要とする車両燃料の共同購買
- (2) 組合員のためにする共同宣伝
- (3) 組合員のためにする情報ネットワークシステムの共同利用
- (4) 組合員のためにする高速自動車国道、一般有料道路等の通行料金の支払代行
- (5) 組合員のためにする損害保険の代理店業務
- (6) 組合員の車両及び建設機械等の取得に関わる信販会社、車両販売会社に対する割賦代金又はリース会社に対するリース代金の支払保証
- (7) 組合員に対する事業資金の貸付け (手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入れ
- (8) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (9) 組合員の福利厚生に関する事業
- (10) 前各号の事業に附帯する事業

第8条 (組合員の資格) 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 別表に掲げる事業を行う事業者であること。
- (2) 本組合の地区内に事業場を有すること。

前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団の構成員 (以下「暴力団員」という。)、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者 (以下「暴力団員等」という。)

- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者

- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

第10条 (加入者の出資払込み) 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

第12条 (自由脱退) 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

第13条 (除 名) 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総代会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総代会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員
- (6) 第8条第2項各号の一に該当する組合員

第14条 (脱退者の持分の払戻) 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額 (本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額) を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

第15条 (使用料又は手数料) 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、総会で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

第20条 (延滞金) 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年15パーセントの割合で延滞金を徴収することができる。

第22条 (出資1口の金額) 出資1口の金額は、1万円とする。

第23条 (出資の払込み) 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

第24条 (持 分) 組合員の持分は、本組合の正味資産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定にあたっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

別 表

業 種	業種コード	業 種	業種コード	業 種	業種コード
鉄鉱業	0513	情報処理サービス業	3921	共済事業 (各種協同組合法等によるもの)	6732
一般土木建築工事業	0611	一般貸切旅客自動車運送業	4331	不動産代理業・仲介業	6821
土木工事業 (別掲を除く)	0621	一般貨物自動車運送業 (特別積合せ貨物運送業を除く)	4411	不動産管理業	6941
造園工事業	0622	港湾運送業	4811	医学・薬学研究所	7114
建築工事業 (木造建築工事業を除く)	0641	その他の衣服卸売業	5129	公認会計士事務所	7241
建築リフォーム工事業	0661	野菜卸売業	5213	税理士事務所	7242
とび工事業	0721	酒類卸売業	5222	経営コンサルタント業	7281
鉄筋工事業	0732	飲料卸売業 (別掲を除く)	5225	広告業	7311
塗装工事業 (道路標示・区画線工事業を除く)	0771	その他の食料・飲料卸売業	5229	建築設計業	7421
内装工事業	0782	その他の建築材料卸売業	5319	測量業	7422
防水工事業	0795	塗料卸売業	5321	食堂、レストラン (専門料理店を除く)	7611
はつり・解体工事業	0796	建設機械・鉱山機械卸売業	5412	日本料理店	7621
他に分類されない職別工事業	0799	事務用機械器具卸売業	5414	美容業	7831
一般電気工事業	0811	その他の産業機械器具卸売業	5419	他に分類されないその他の生活関連サービス業	7999
電気通信工事業 (有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く)	0821	自動車部品・附属品卸売業 (中古品を除く)	5422	カラオケボックス業	8095
一般管工事業	0831	電気機械器具卸売業 (家庭用電気機械器具を除く)	5432	博物館、美術館	8213
冷暖房設備工事業	0832	医療用機械器具卸売業 (歯科用機械器具を含む)	5493	スポーツ・健康教授業	8246
給排水・衛生設備工事業	0833	他に分類されないその他の卸売業	5599	その他の教養・技能教授業	8249
他に分類されない食料品製造業	0999	呉服・服地小売業	5711	一般病院	8311
一般製材業	1211	寝具小売業	5712	歯科診療所	8331
オフセット印刷業 (紙に対するもの)	1511	男子服小売業	5721	保育所	8531
医薬品製剤製造業	1652	婦人服小売業	5731	介護老人保健施設	8542
鍛鋼製造業	2255	洋品雑貨・小間物小売業	5793	訪問介護事業	8544
金属プレス製品製造業 (アルミニウム・合金を除く)	2452	他に分類されない飲食品小売業	5899	清掃事務所	8817
ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	2481	自動車 (新車) 小売業	5911	産業廃棄物収集運搬業	8821
他に分類されない金属製品製造業	2499	中古自動車小売業	5912	産業廃棄物処分業	8822
金属加工機械製造業 (金属工作機械を除く)	2662	電気事務用機械器具小売業 (中古品を除く)	5932	一般機械修理業 (建設・鉱山機械を除く)	9011
自動車部品・附属品製造業	3113	燃料小売業 (ガソリンスタンドを除く)	6052	労働者派遣業	9121
看板・標識機製造業	3292	書籍・雑誌小売業 (古本を除く)	6061	ビルメンテナンス業	9221
他に分類されないその他の製造業	3299	花・植木小売業	6093	キリスト教教会、修道院	9431
受託開発ソフトウェア業	3911	中古品小売業 (骨とう品を除く)	6098	他に分類されないサービス業	9599
組込みソフトウェア業	3912	他に分類されないその他の小売業	6099		

UC ETC カード申込書

お申込日	年 月 日	組合員番号	
フリガナ			
法人名		資本金額	万円
フリガナ		代表者携帯電話番号	
肩書・代表者名			
フリガナ			
法人所在地	〒		
	TEL		FAX
フリガナ			
カード・請求書 郵送先	〒		
	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ		
	TEL		FAX
フリガナ		ご連絡用メールアドレス	
ご担当者氏名			
フリガナ			
代表者 自宅住所	〒		
	TEL		FAX
事業内容		従業員数 (パート・アルバイト除く)	人
許認可番号			

私（当社・当団体）は、別紙記載の UC コーポレートカード会員規約・カード使用者規約（会社主債務用）・UC ETC カード特約（法人カード・会社主債務決済コーポレート会員用）・コーポレートカード・ETC カード特約（事業協同組合用）を承認の上、協同組合東京ビジネスリンクを法人会員、当社をカード使用者として ETC カードの発行を受けることにつき、下記の通り発行を申し込みます。尚、株式会社クレディセゾンとの間で行う ETC カード申込に関する手続きは協同組合東京ビジネスリンクに委任致します。

私（当社・当団体）は、本 ETC カードについて、私（当社・当団体）が、ETC マイレージ登録が行えないことについて、異議を述べません。また私（当社・当団体）の利用分に関して、貴組合が ETC マイレージサービスを登録し、取り扱うことについて承諾いたします。

※太枠内のご記入をお願い致します。

ETC カード申込枚数		月間利用予定額 (カード 1 枚につき)	
	枚		円/枚

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

< 承認番号 >
TKD00304

私が支払うべき料金を預金口座振替によって、代金回収受託会社『みずほファクター株式会社』を通じて支払うことにしたいので、下記の預金口座振替規定を承認のうえ依頼します。(自動払込みの場合を除く)

代金回収受託会社	みずほファクター株式会社	申込日	年	月	日
----------	--------------	-----	---	---	---

金融機関 (除くゆうちょ銀行)	フリガナ											金融機関お届け印
	預金者名	法人名義の場合は、肩書き及び代表者名までご記入ください。										
	口座 金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協 労働金庫	金融機関コード			預金種目 (どちらか一方を○印)	口座番号 (数字のみで右づめでご記入ください)					
		支店 出張所	店番号			1. 普通 (総合口座) 2. 当座						
振替日	5日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)											

※欄は通帳の記号の後にハイフンと数字がある場合のみご記入ください。

ゆうちょ銀行 (郵便局)	契約種別コード			記号(6桁目がある場合は※欄にご記入ください)			番号(右づめでご記入ください)					
	30						※					
	フリガナ				ゆうちょ銀行 へのお届出印	払込先口座番号						
						00130-1-14403						
口座名義人				払込先加入者名								
払込日				みずほファクター株式会社								
5日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)												

— 預金口座振替規定 —
(ゆうちょ銀行を除く)

- 銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。なおこの届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行(金庫・組合)はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(金庫・組合)には迷惑をかけません。

<ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。>

(不備返送先)

〒165-8694 日本郵便 中野北郵便局 私書箱25号

みずほファクター株式会社
決済事業本部

金融機関 使用欄	(不備返却事由)		検印
	1. 預金取引なし	3. 印鑑相違	
	2. 記載事項等相違 (店名、預金種目、 口座番号、口座名義)	4. その他	印鑑照合
	(備考)		受付印

(委託者使用欄)

委託者名	協同組合東京ビジネスリンク	委託者コード	801354
------	---------------	--------	--------

契約者	フリガナ											
	契約者名											
	フリガナ											
	住所	〒										
											組合員番号	

金融機関提出用

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収) (加) ご記入要領

- 口座名義 : 引落口座の名義をご記入ください。
※法人名義の場合は、代表者名・代表者の肩書のご記入もお願いします。
 - 金融機関 : 引落口座のある金融機関と支店名をご記入ください。
 - 預金種目 : 該当する種目を○で囲んでください。
 - 口座番号 : 口座番号を右詰めでご記入ください。
 - 銀行支店コード : 金融機関の銀行コード、支店コードをご記入ください。
※ゆうちょ銀行の場合は、記号、番号をご記入ください。
- ※引落口座の内容は、通帳・キャッシュカードにてご確認ください。
 ※ご提出いただく際は、控えとしてコピーを一部お取りください。
 ※日本工業規格A4で印刷をしてください。(拡大・縮小印刷をしないこと)
 ※白黒印刷(印字が黒色であること)
 ※一般的なコピー用紙と同等のもの(感熱紙及びロール紙は不可)
 ※必ず筆記(パソコン等による印字は不可)
 ※申込書用紙の記載内容改ざんしないこと

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収) (加)

私が支払うべき料金を預金口座振替によって、代金回収受託会社『みずほファクター株式会社』を通じて支払うことにしたいので、下記の預金口座振替規定を承認のうえ依頼します。(自動払込みの場合を除く)

代金回収受託会社		みずほファクター株式会社		申込日 20××年 1月 1日		
金融機関(除くゆうちょ銀行)	フリガナ	ヒ、シ、ネス (カ、タ、イ、ヒ、ヨ、ウ、ト、リ、シ、マ、リ、ヤ、ク、ヒ、シ、ネス、タ、ロ)				金融機関お届出印
	預金者名	法人名義の場合は、肩書き及び代表者名までご記入ください。 ビジネス株式会社 代表取締役 ビジネス 太郎				ビジネス
	金融機関名	みずほ 銀行・信用金庫 信用組合・農協 労働金庫	金融機関コード	預金種目 (どちらか一方を○印)	口座番号 (数字のみで右詰めでご記入ください)	
	支店名	小舟町 支店 出張所	店番号	1. 普通(総合口座) 2. 当座	1 2 3 4 5 6 7	
振替日	5日(金融機関休業日の場合は翌営業日)					

ゆうちょ銀行以外の金融機関をこの枠内にご記入下さい。

ゆうちょ銀行をご指定の場合は、この枠内にご記入ください。

契約種別コード		記号(6桁目がある場合は※欄にご記入ください)		番号(右詰めでご記入ください)	
30		1 2 3 4 5 ※		8 7 6 5 4 3 2 1	
フリガナ	ヒ、シ、ネス ハナコ		ゆうちょ銀行へのお届出印	払込先口座番号	
口座名義人	ビジネス 花子		ビジネス	00130-1-14403	
払込日	5日(金融機関休業日の場合は翌営業日)		払込先加入者名 みずほファクター株式会社		

— 預金口座振替規定 —
(ゆうちょ銀行を除く)

- 銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。なおこの届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行(金庫・組合)はこの契約が終了したものととして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(金庫・組合)には迷惑をかけません。

<ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。>
(不備返送先)

〒165-8694 日本郵便 中野北郵便局 私書箱25号 みずほファクター株式会社 決済事業本部

金融機関使用欄	(不備返却事由)		検印
	1. 預金取引なし	3. 印鑑相違	
	2. 記載事項等相違	4. その他	
	(店名、預金種目、口座番号、口座名義) (備考)		印鑑照合
			受付印

(委託者使用欄)	
委託者名	協同組合東京ビジネスリンク
委託者コード	801354
フリガナ	
契約者名	
フリガナ	
住所	〒
ご記入不要	
組合員番号	

金融機関提出用